

長野県喀痰吸引等研修実施要綱 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">長野県喀痰吸引等研修実施要綱</p> <p style="text-align: center;">平成 24 年 5 月 28 日 24 健長介第 151 号、24 障第 160 号 一部改正 平成 25 年 2 月 5 日 24 健長介第 581 号、24 障第 530 号 一部改正 平成 26 年 6 月 12 日 26 介第 225 号、26 障第 195 号 一部改正 平成 29 年 4 月 28 日 29 介第 85 号、29 障第 125 号 一部改正 平成 30 年 4 月 1 日 29 地福第 792 号、29 介第 616 号、29 障第 801 号 一部改正 平成 31 年 4 月 1 日 30 地福第 872 号、30 介第 593 号、30 障第 800 号 一部改正 令和元年 9 月 1 日元地福第 409 号、元介第 279 号、元障第 391 号 一部改正 令和 3 年 2 月 19 日 2 介第 690 号、2 障第 752 号 一部改正 令和 4 年 4 月 1 日 4 介第 290 号、4 障第 289 号 一部改正 令和 5 年 4 月 1 日 4 介第 290 号、4 障第 1190 号 一部改正 令和 6 年 4 月 1 日 6 介第 59 号、6 障第 73 号 一部改正 令和 7 年 3 月 27 日 7 介第 1222 号、7 障第 1097 号</p> <p>第 1 ～第 9 （省略）</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。 この要綱は、平成 26 年 6 月 12 日から適用する。 この要綱は、平成 29 年 4 月 28 日から適用する。 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。 この要綱は、令和元年 9 月 1 日から適用する。 この要綱は、令和 3 年 2 月 19 日から適用する。 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。</p>	<p style="text-align: center;">長野県喀痰吸引等研修実施要綱</p> <p style="text-align: center;">平成 24 年 5 月 28 日 24 健長介第 151 号、24 障第 160 号 一部改正 平成 25 年 2 月 5 日 24 健長介第 581 号、24 障第 530 号 一部改正 平成 26 年 6 月 12 日 26 介第 225 号、26 障第 195 号 一部改正 平成 29 年 4 月 28 日 29 介第 85 号、29 障第 125 号 一部改正 平成 30 年 4 月 1 日 29 地福第 792 号、29 介第 616 号、29 障第 801 号 一部改正 平成 31 年 4 月 1 日 30 地福第 872 号、30 介第 593 号、30 障第 800 号 一部改正 令和元年 9 月 1 日元地福第 409 号、元介第 279 号、元障第 391 号 一部改正 令和 3 年 2 月 19 日 2 介第 690 号、2 障第 752 号 一部改正 令和 4 年 4 月 1 日 4 介第 290 号、4 障第 289 号 一部改正 令和 5 年 4 月 1 日 4 介第 290 号、4 障第 1190 号 一部改正 令和 6 年 4 月 1 日 6 介第 59 号、6 障第 73 号</p> <p>第 1 ～第 9 （省略）</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。 この要綱は、平成 26 年 6 月 12 日から適用する。 この要綱は、平成 29 年 4 月 28 日から適用する。 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。 この要綱は、令和元年 9 月 1 日から適用する。 この要綱は、令和 3 年 2 月 19 日から適用する。 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。</p>

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。